

東海村

デジタル田園都市国家構想総合戦略

【第3期】2025-2029

令和7年3月 東海村

目次

I まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	1
1 総合戦略策定の背景	1
2 総合戦略の位置づけ	1
(1) 総合戦略の位置づけ	1
(2) 計画期間	2
3 他の計画との関連性	2
4 総合戦略の推進体制と進行管理	3
II 第1期総合戦略に基づくこれまでの展開について	4
1 第2期総合戦略の概要と総括	4
2 近年の人口推移の分析	6
3 人口の将来展望	9
III 総合戦略	10
1 地域ビジョン	10
2 基本目標	10
3 基本的方向と具体的な施策	11
基本目標1 東海村に仕事をつくる	12
(1) 数値目標	12
(2) 基本的方向	12
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	12
基本目標2 東海村への人の流れをつくる	14
(1) 数値目標	14
(2) 基本的方向	14
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	14
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	16
(1) 数値目標	16
(2) 基本的方向	16
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	16
基本目標4 新たなにぎわいを生み出す魅力的な地域をつくる	18
(1) 数値目標	18
(2) 基本的方向	18
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	18
横断的目標 DXによる総合戦略の加速化，深化	20
(1) 数値目標	20

(2) 基本的方向	20
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）	20
VI 資料編	21
1 東海村まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱.....	21
2 東海村まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿.....	23
3 策定経過	24

I 東海村デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について

1 総合戦略策定の背景

国は、2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、令和2年（2020）12月に示された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）が抜本的に改訂される形で、令和4年（2022）12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。

国は、この「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化することを目指しており、地方版の総合戦略の改訂・策定に際しては、国の総合戦略を勘案するよう通知しています。

本村においては、2015年（平成27年）10月に人口の現状と将来展望を提示する『東海村人口ビジョン』と、今後5カ年の目標や施策をまとめた『東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しました。今般、国の長期ビジョンの改訂及びデジタル田園都市国家構想総合戦略の内容を踏まえ、本村においても人口ビジョンの改訂を行うとともに、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として、東海村デジタル田園都市国家構想総合戦略【第3期】（以下、総合戦略）を策定します。

2 総合戦略の位置づけ

（1）総合戦略の位置づけ

本村の総合戦略は、東海村人口ビジョンに掲げた将来展望を目指すため、まち・ひと・しごと創生に関わる基本目標と施策の展開（数値目標、重要業績評価指標（KPI）¹を含む）を定めるとともに、第2期までの総合戦略の取組みを継続した上で、新たな視点や重点的に取り組む分野横断的なミッションを盛り込んだアクションプランです。

¹ KPIとは、組織やチームで設定した最終的な目標を達成するための、過程を計測・評価する中間指標のこと。日本では「重要業績評価指標」や「主要業績評価指標」「重要達成度指標」などと言われる。

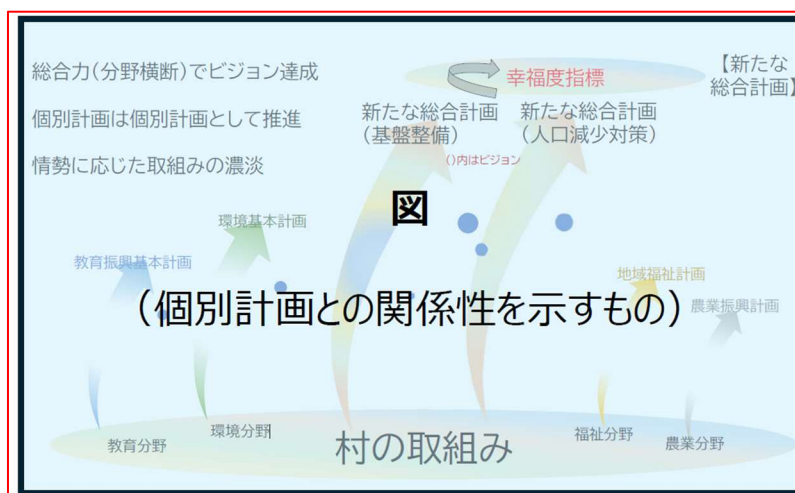
(2) 計画期間

本戦略の計画期間は、2025 年度（令和 7 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 5 年とします。なお、総合戦略に掲げた施策の効果を検証した上で、計画期間中であっても必要に応じて、施策の見直しや改訂ができるものとします。

3 他の計画との関連性

本村では、東海村自治基本条例における総合計画に相当する計画と位置付け、2025 年度（令和 7 年度）～2030 年（令和 12 年）を計画期間とし、ミッション・ビジョン・バリューと各ビジョンに基づく重点政策パッケージ、実施計画によって構成される「（計画名称）」を策定しています。

本総合戦略は、ビジョンを踏まえてまち・ひと・しごと創生に係る個別計画として定めるものであり、持続可能なまちの実現に向け、今後 5 年間で必要となる視点を取り入れ、横断的な取組みを重点的に実施するものです。

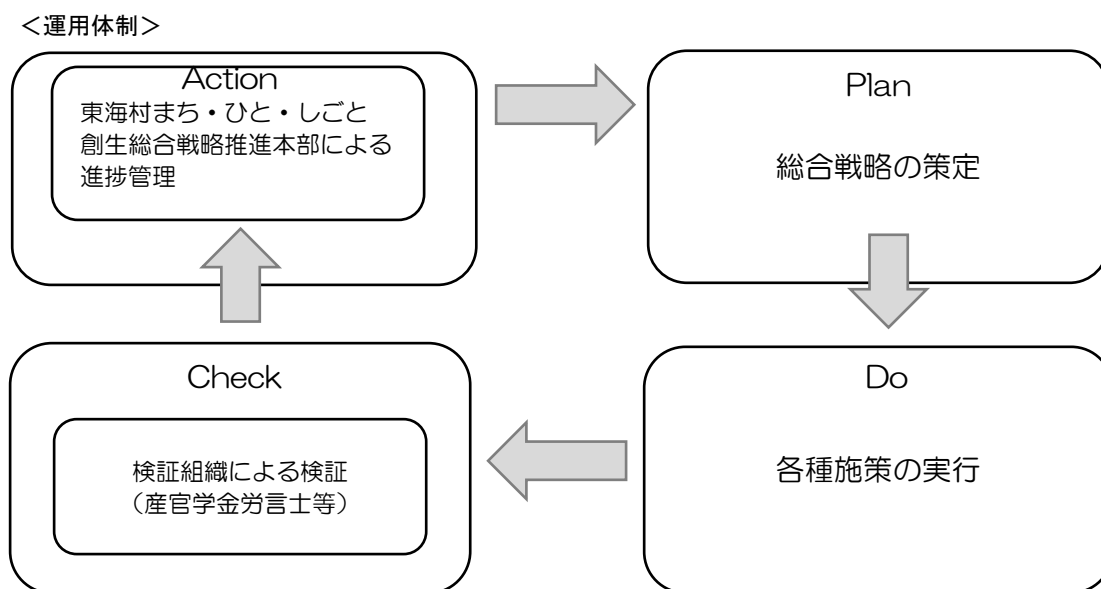


4 総合戦略の推進体制と進行管理

住民や産学官などの多様な関係者で構成する「東海村まち・ひと・しごと創生推進会議」を設置し、各関係機関と問題意識を共有するとともに、課題解決に向け、連携した取り組みを推進します。また、庁内関係部署とも連携を強化し、まち・ひと・しごとの創生に向けて一体的に推進する体制を整備します。

なお、P D C Aサイクルによる進行管理にあたっては、推進会議の意見を聴取するとともに、庁内関係部署とも連携し、数値の達成状況や施策の及ぼす効果、影響を分析した上で、明確な効果・影響が見出せるよう、選択と集中の考え方の下、適宜、施策の見直しを実施していきます。

※総合戦略の数値目標には「主観」指標は求めないことは予め記載しておく



年間スケジュール

Ⅱ 第2期総合戦略に基づくこれまでの展開について

1 第2期総合戦略の概要と総括

(1) 第2期総合戦略の概要

東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）では、東海村人口ビジョン（令和2年3月改訂版）で示した目指すべき将来展望を達成するため、新たに以下の3つの視点を盛り込みました。

- 1) 分野や施策に捉われない横断的な枠組みづくり
- 2) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けたまちづくり
- 3) Society5.0の実現に向けた未来技術の活用

また、重点的に取り組む分野横断的ミッションとして、以下の5つを掲げました。

- 【まち】▽自家用車がなくても“移動（生活）できる”まちづくり【先行プロジェクト】
 - ▽健康づくりとスポーツがリンクする“元気な”まちづくり
- 【ひと】▽地域の“未来を担う人財”の掘り起こしと育成
- 【しごと】▽産学官の連携による“新たな科学技術を活かした”新産業の創出と働く場の確保
 - ▽“子育てと仕事の両立”を支える仕組みづくり

これらに基づき、以下の3つの基本目標と6つの基本施策をすすめてきました。

- 1) 多様な世代から選ばれるまちづくりの推進
 - ▽「いつか戻りたい」「ずっと住み続けたい」まち
 - ▽「行ってみたい」「住んでみたい」まち
- 2) 若い世代が安心して子育てできるまちづくりの推進
 - ▽女性が生き生きと働き、出産・子育てができるまち
 - ▽子育て世代に優しいまち
- 3) 誰もが生き生きと働き、活躍できるまちづくりの推進
 - ▽最先端の科学技術が集積するポテンシャルを活かした魅力あるまち
 - ▽持続可能な地域経済を支える仕組みがあるまち

(2) 第2期総合戦略の総括

基本目標・基本施策に関する 総括コメントを追加

本村の総人口は、37,700人から37,900人程度を推移しており、転入者数が転出者数を上回る社会増の状況により、自然減の中でも、微増となっています

また、令和5年度の状況としては、自然減が令和3年度からの減少数とほぼ変化はないが、社会増は依然として増加傾向にあり、第2期総合戦略全体の成果として人口の維持に繋がっています。

＜東海村の総人口推移＞ ※各年10月1日現在

項目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総人口(人)	37,616	37,702	37,891	37,920	37,891	37,837

(出典：茨城県常住人口報告書)

＜東海村の人口動態推移＞ (各年1月～12月集計)

項目	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生(人)	281	293	261	244	242	250
死亡(人)	346	303	355	414	393	410
自然増減(人) …a	-65	-10	-94	-170	-151	-160
転入(人)	1,477	1,393	1,385	1,381	1,598	1,415
転出(人)	1,444	1,377	1,294	1,259	1,351	1,232
社会増減(人) …b	33	16	91	122	247	183
人口の増減数(人) …a-b	-32	6	-3	-48	96	23
合計特殊出生率(%)	1.43	1.56	1.34	1.34	1.35	1.40

(出典：茨城県常住人口報告書、東海村合計特殊出生率統計)

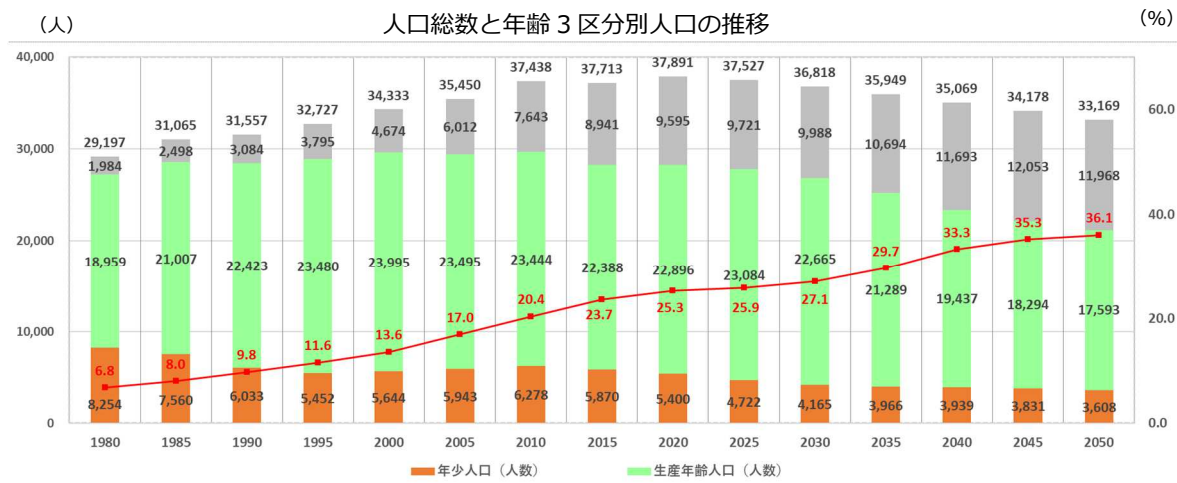
2 近年の人口推移の分析

(1) 総人口及び年齢3区分別の推移と将来推計

本村の総人口は、2013年までは増加傾向にあり、その後は若干下がったものの、2020年代は再び2013年と同程度の水準になっています。

1955年以降の原子力関係事業所の立地に伴う人口流入、1970年代以降は主に緑ヶ丘団地や南台団地への人口流入により総人口が増加したのち、1990年代の年少人口と生産年齢人口は一定水準を維持しました。2000年以降は年少人口や生産年齢人口が概ね横ばいに推移し、2011年以降は減少傾向となっています。老年人口は一貫して増加し、2005年には、老年人口が年少人口を逆転しています。

社人研推計では、2050年の総人口は、33,169人（2020年比12.5%減）、高齢化率は36.1%（2020年比14.2%増）となります。ただし、2018年における同推計では、2045年の総人口が31,752人であったことから、同じ2045年の推計値である34,178人と比較すると、2023年推計の方が7.6%ほど高い予測が出ています。これは今後本村においては、合計特殊出生率の上昇が見込まれると予測されていることに起因すると考えられます。



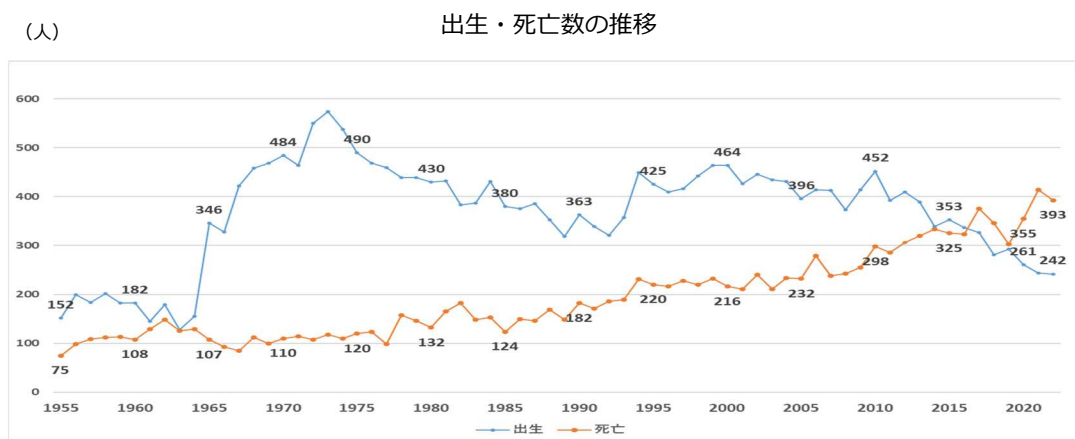
※ 年齢不詳者を含めている場合があるため、総人口と3区分別人口の合計数が合わないことがあります。

※ 総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」、社人研「将来人口推計（令和5年12月）」

(2) 出生・死亡の推移

自然増減は、これまで一貫して出生が死亡を上回る増加傾向にありましたが、近年はその差が小さくなり、2017年には減少（死亡が出生を上回る状況）に転じました。

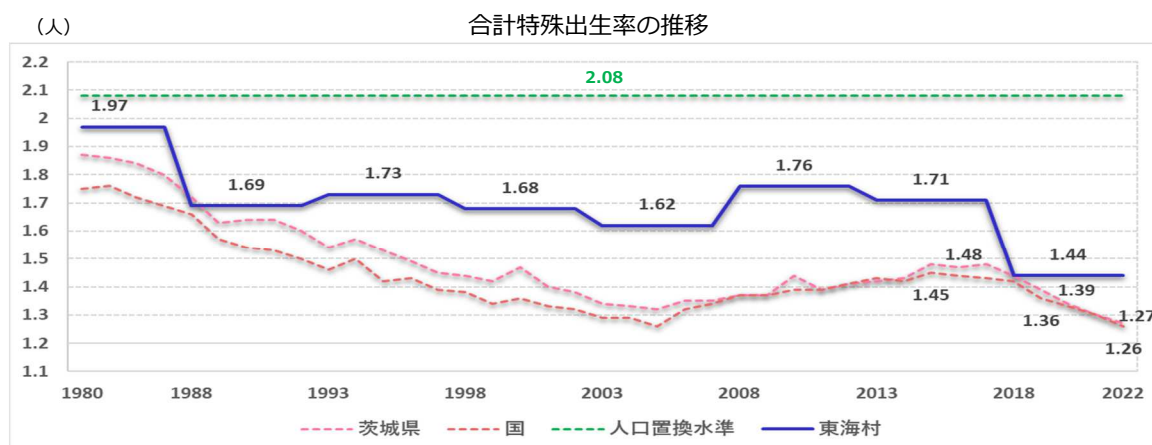
なお、1965年以降に出生数が高い伸びをみせているのは、生産年齢人口の増加に伴う出生数の増加と考えられ、その背景には団塊ジュニア世代の誕生があります。団塊ジュニア世代誕生以降の出生数は、増減はあるものの、近年は減少傾向となっています。



※茨城県「常住人口調査」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率²は、1988年以降に低下し、その後一定水準が確保され、2008年に1.76まで上昇しましたが、近年では概ね低下傾向が見られ、2022年には1.44となっています。



※東海村資料,総務省「国勢調査」,厚生労働省「人口動態調査」

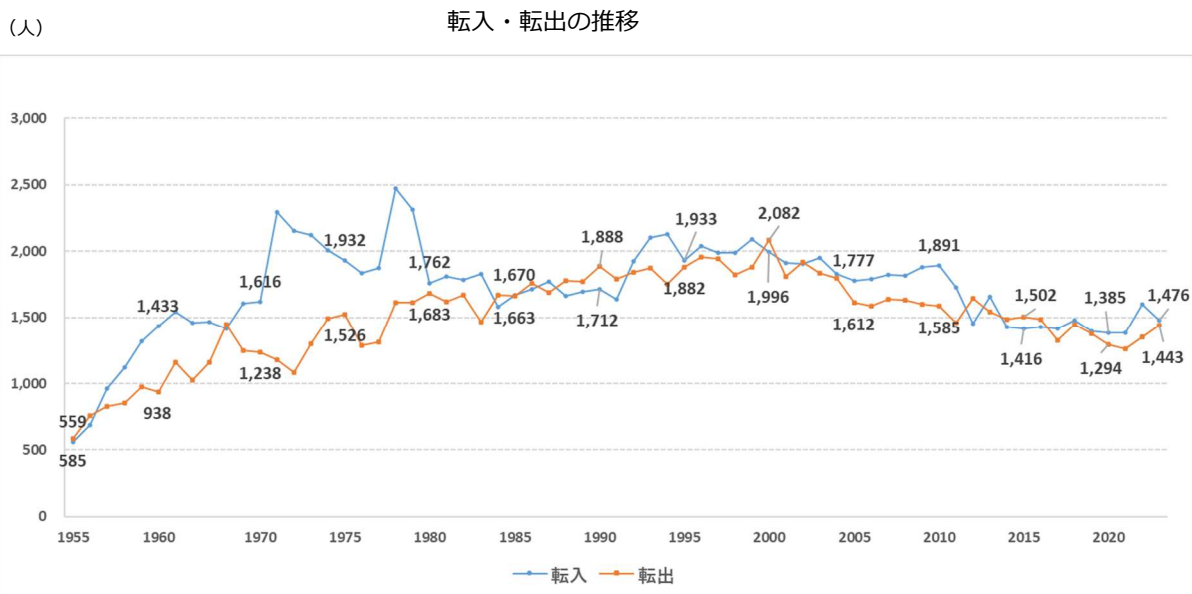
² 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字で、一人の女性が一生の間に出産する子どもの数の平均値をいう。

(4) 転入・転出の推移

社会増減は、1955 年以降、概ね転入超過となっていますが、転入・転出ともに増減を繰り返しています。

1955 年以降の大きな転入超過は、時期を同じくする原子力関係事業所の立地に伴うもの、1970 年代の 2 回の大きな転入超過は、緑ヶ丘団地や南台団地の分譲・住宅建設に伴うものと考えられます。また、1990 年頃の景気拡大期には、一時転出超過となっているものの、その後転入数を回復し転入超過になっています。

近年では、1999 年の JCO 臨界事故や 2011 年の東日本大震災及びその後の福島第一原子力発電所事故などが要因であると考えられる転出超過が発生しており、特に、2011 年以降については、転入・転出の差が小さくなっており、2017 年以降は転入超過が続いています。



※茨城県「常住人口調査」

3 人口の将来展望

東海村人口ビジョン策定以降の人口推移や、2018 年に出された社人研の新たな人口推計等を踏まえ、本村が目指すべき将来の人口規模を次のとおり展望します。

～ 本村の人口の将来展望 ～

2040 年～2045 年の総人口約 36,000 人を展望する。

2015 年 10 月に策定した人口ビジョンにおいては、総人口の将来展望を『2040 年・約 38,000 人』と設定し、将来にわたり、高い水準の合計特殊出生率（1.8 程度）及び年間出生数（約 350 人）を維持し続けるとともに、高い水準で転入超過数（年平均 100 人程度）を維持し続けるとしました。

しかしながら、2018 年に社人研から公表された人口推計によると、2040 年の総人口は約 33,000 人とされ、当初の推計値から大きく減少傾向に転じる見込みとなりました。これは、2011 年の東日本大震災以降の社会情勢等の影響を大きく受け、本村においても転出が転入を上回る社会減の状況が続くとともに、少子高齢化が進展しており、出生数の減少に歯止めがかからない厳しい状況を受け、のちに増えつつある

人口ビジョンより差し込み

今般の改訂にあたり、近年の状況を正確に評価した上で、より現状を反映させた将来展望を再設定するため、前提となる条件を以下のとおり修正します。

※人口の将来展望を抜粋

1) 現在の合計特殊出生率（1.6 程度）及び年間出生数（約 300 人）を維持する。

2) 転入が転出を上回る社会増の状況（年 50 人・30 世帯程度）を生み出す。



Ⅲ 総合戦略

1 地域ビジョン

新たな計画（総合計画）において、人口減少対策、DX 推進などデジタルの力を活用した地方創生の施策は総合戦略と合致していることから、整合を図り取組を進めていく必要があります。

そのため、新たな計画の4つのビジョンのうち、人口減少対策に関するビジョンを地域ビジョンとします。

こども・わかものの活躍を応援する、
若々しく住み心地・暮らし心地のよいまちの実現

2 基本目標

基本方針を踏まえ、第3期総合戦略の基本目標及び横断的目標を次のとおり設定します。

なお、総合計画と一体的に推進していくため、各ビジョンとの関連を明らかにし、幸福度の向上をめざします。

基本目標 1 東海村に仕事をつくる

【基本的方向】

最先端科学技術の集積地である強みを活かした産業の創出、事業者の経営支援と創業支援により産業の活性化を促進します。

基本目標 2 東海村への人の流れをつくる

【基本的方向】

村への興味、愛着を高め、まちの魅力発見と情報発信を強化するとともに、国内外の交流を推進し、関係人口の創出と移住定住の促進につなげます。

基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本的方向】

若い世代の誰もが結婚や子どもを産み育てたいとの希望がかなえられるよう、若い世代への情報提供、経済的支援、子育て環境の充実を推進します。

基本目標 4 新たなにぎわいを生み出す魅力的な地域をつくる

【基本的方向】

新たな市街地の整備を進めるとともに、村の地域資源の活用を促進し、魅力的な地域づくりを推進します。

横断的目標
DXによる総合戦略の加速化・深化

3 基本的方向と具体的な施策

凡例

基本目標

地域ビジョンの実現に向けた、分野ごとの基本目標を示しています。

(1) 数値目標

基本目標の達成状況を検証するための重要目標達成指標（KGI）を示しています。

行政活動の結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を基本としています。

数値目標	現状値	目標値

現状値は、総合戦略の策定時点の最新の値を示しています。

目標値は、総合戦略の計画期間の終期である令和 11（2029）年の水準を示しています。

(2) 基本的方向

目標の達成に向けての政策の基本的方向を示しています。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

① 具体的な施策の名称

基本的方向に基づき具体的に取り組む主な施策を示しています。

[重要業績評価指標（KPI）]

具体的な施策の進捗に関わる重要業績評価指標（KPI）を示しています。

基本目標 1 東海村に仕事をつくる

(1) 数値目標

数値目標	現状値 (R3)	目標値 (R9)
村内総生産	3,512 億円	現状値を上回る。

(2) 基本的方向

最先端科学技術の集積地である強みを活かした産業の創出、事業者の経営支援 と創業支援により産業の活性化を促進します。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

①最先端科学技術の集積地である強みを活かした新しい産業の創出

J-PARCをはじめとした先進的な研究機関との連携を強め、人材育成、交流機会の設定といった産業利用の基盤整備を行い、新事業、新産業の創出を促進します。

【主な取り組み】

- ・村内基幹産業群と産学官の連携による産業の振興
- ・村内に拠点有する研究機関と連携したスタートアップ企業の誘致、支援

【重要業績評価指標 (KPI)】 産学官連携を促す働きかけを行った企業、研究機関等の数

現状値 (R6) 0 目標値 (R7-R11)

②中小企業、小規模事業者及び創業への支援による地域経済の活性化

商工会や金融機関などの関係機関と連携し、村内中小企業、小規模事業者の経営の安定、雇用の確保に取り組むとともに、創業支援を推進し、地域経済の活性化を図ります。

【主な取り組み】

- ・中小企業への融資の負担軽減、合同就職説明会などによる支援
- ・基幹産業群からの受注機会拡大の促進
- ・創業に必要なノウハウの提供、事務所、店舗開設資金の補助などによる創業支援

【重要業績評価指標 (KPI)】 村内の創業者数

現状値 (R1-R5) 6 目標値 (R7-R11)

③地産地消を中心とした地域と共存する持続可能な農業

農業経営の選択の幅を広げ、地産地消を中心とした需要創出と販路拡大により担い手の確保と経営の安定を図るとともに、農業者と一般住民の相互理解を促進し、地域と共存する農業を目指します。

【主な取り組み】

- ・幅広い担い手の確保のため、様々な農業経営を可能にする農地の汎用化の推進
- ・地場農産物の購入機会の拡大と農産物供給体制の構築
- ・農産物の生産、製造工程で発生する未利用部分を有効活用する循環型農業の促進
- ・子どもの食育、農業体験の推進

【重要業績評価指標（KPI）】 耕地面積

現状値（R5）890ha 目標値（R11）

基本目標 2 東海村への人の流れをつくる

(1) 数値目標

数値目標	現状値 (H30-R4)	目標値 (R7-R11)
社会増減数	年平均 101 人／年	年平均 100 人／年

(2) 基本的方向

村への興味、愛着を高め、まちの魅力発見と情報発信を強化するとともに、国内外の交流を推進し、関係人口の創出と移住定住の促進につなげます。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

① 若い世代が魅力を感じるまちづくり

若い世代が東海村と継続的につながりを持つ機会を提供し、東海村への愛着をはぐむとともに、移住定住への支援を行い、若い世代の UIJ ターンを促進します。

【主な取り組み】

- ・中高生の地域や地域で活動する人との出会える機会の創出
- ・若い世代の意見交換、反映の機会や活動の場の提供
- ・新婚世帯に対する引越し・住環境整備の支援

【重要業績評価指標 (KPI)】 20 代・30 代の社会増減数

現状値 (H30-R4) 年平均 77 人／年 目標値 (R7-R11)

若い世代の社会増減数を確認し、転出を抑え、転入が促進されているかを確認

② 地域資源を生かしたシティプロモーションの推進

まちづくりに関わる・想いを共有する「場づくり」と共感が生まれ・想いを伝える「情報発信」のサイクルを循環させる住民と行政の共創・協働のシティプロモーションにより、東海村の魅力の創造・発信強化及び認知度、イメージ向上を図るとともに、村内の観光地、飲食店等へ誘客を促進します。

【主な取り組み】

- ・まちと地域に関わるきっかけづくりのプラットフォームの提供
- ・住民ワークショップ、情報発信の展開
- ・駅前における交流拠点の強化

〔重要業績評価指標（KPI）〕 観光来訪者数

現状値（R5） 160,631人 目標値(R11)

シティプロモーションの情報発信と交流拠点強化により、観光来訪者が増えていくかを確認

③国際交流，国内交流の推進

東海村と姉妹都市の住民同士が相互交流を行い，多文化共生社会の実現を目指すとともに，国内でも県外自治体との交流をすすめ，広い視野を持った住民主体の地域参画の機運を醸成します。

【主な取り組み】

- ・姉妹都市交流活動による継続的な国際交流
- ・国際交流協会による在住外国人の支援，多文化共生の啓発活動
- ・村とゆかりのある国内交流都市との継続性のある交流，関係性の構築

〔重要業績評価指標（KPI）〕 交流を目的とした訪問回数

現状値（R6） 調査中 目標値（R11）

行政関連で交流を行う回数を増やすことで，交流基盤を形成する。

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 数値目標

数値目標	現状値 (R5)	目標値 (R7-R11)
出生数	250人	250人/年

(2) 基本的方向

若い世代の誰もが結婚や子どもを産み育てたいとの希望がかなえられるよう、ライフデザイン形成や経済的支援、子育て環境の充実を推進します。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

① 若い世代のライフデザイン形成と経済的な負担の軽減

若い世代に結婚、子育て、キャリア形成といった将来のライフデザインを考えるための情報提供を行うとともに、経済的負担を軽減し、ライフデザインの実現を支援する。

【主な取り組み】

- ・中学生へのライフデザインセミナーの実施
- ・奨学金の返還支援

【重要業績評価指標 (KPI)】 村奨学生の人数

現状値 (R5) 200人 目標値 (R11)

村の奨学金を返還中の人数が減ることで、早期の返還ができていることを計測し、若い世代のライフデザインの実現と経済的負担の軽減を確認する。

② 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援・相談体制の充実

安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートするため、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し包括的な支援の強化を図ります。

【主な取り組み】

- ・子ども家庭センターによる母子保健・児童福祉の両機能が一体的な相談支援の推進
- ・産後も安心して子育てができるよう、産後ケア事業の利用促進

【重要業績評価指標 (KPI)】 乳幼児検診の受診割合

現状値 調査中 目標値 (R11)

乳幼児健診を受診することは母子が支援を受けるきっかけとなるため、受診割合で支援の充実を確認する。

③多様なニーズに対応した保育，育児サービスの充実

共働き世帯の増加による保育ニーズの上昇と多様化する保育，育児に対応するため，保育提供体制と子育て世帯への支援を強化します。

【主な取り組み】

- ・直近の保育ニーズの上昇と将来の少子化の動向に留意した保育所の整備
- ・認可外保育施設の利用や在宅育児といった多様な保育，育児への支援拡充

【重要業績評価指標（KPI）】 入所待ち児童の割合

現状値 調査中 目標値（R11）

入所待ち児童の割合により，多様なニーズに応じた保育，育児サービスの充実を確認する。

基本目標 4 新たなにぎわいを生み出す魅力的な地域をつくる

(1) 数値目標

数値目標	現状値 (R6)	目標
固定資産税課税額 (償却資産を除く)	調査中	現状値を上回る

土地利用が進むことで、住居や店舗が建ち、固定資産税課税額が増加する。償却資産は、大規模事業所の投資に左右されるため、除いた。

(2) 基本的方向

移住定住を促進する新たな市街地の整備を進めるとともに、村の地域資源の活用を促進し、魅力的な地域づくりを推進します。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

① 移住定住の受け皿となる新市街地の整備

新たな宅地造成、インフラ整備や東海駅前広場の利便性向上を推進し、移住したい、定住したいと思える新市街地を整備するとともに、移住定住の受け皿となる宅地を確保します。

【主な取り組み】

- ・中央土地区画整理事業の推進
- ・東海駅前広場の再整備

【重要業績評価指標 (KPI)】 中央区画整理事業の進捗率

現状値 調査中 目標値 (R11)

新市街地を開発中である中央土地区画整理事業の進捗率により、整備の進捗を確認する。

②新たな発展基盤としての周辺地域の整備と地域をつなぐ交通インフラの充実

中心市街地だけでなく、周辺地域についても新たな発展基盤としてとらえ、地域資源、財産活用した魅力的な地域づくりを進め、地域をつなぐ交通の利便性も高めます。

【主な取り組み】

- ・地域の特徴に合わせた都市計画マスタープランの策定
- ・村松・石神地区における地域資源の活用促進
- ・新たな技術と効率化を取り入れた公共交通の再編

[重要業績評価指標 (KPI)]

・地区計画の策定数 (地域づくり)

現状値 (R6) 4 目標値 (R11) 6

周辺地域の整備には地区計画の策定が必要であるため、策定数により進捗を確認する。

・自動車保有台数 (軽自動車含む) (交通利便性)

現状値 (R5) 31,373 台 目標値 (R11)

交通利便性が向上すれば、自家用車に乗る必要が少なくなるため、自動車保有台数により確認する。

横断的目標 DXによる総合戦略の加速化, 深化

(1) 数値目標

この目標は、各基本目標の推進を下支えし、総合戦略全体の成果の向上を目指すものと位置付け、単独の数値目標は設定しません。

(2) 基本的方向

地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業と生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高めるデジタルの力を積極的に活用し、社会課題の解決と新しい付加価値を生み出します。

(3) 具体的な施策

(1) デジタル技術を活用した新しい役場への転換

新しい役場への転換として、デジタル技術を活用し、業務の生産性と効率性を高め、職員が真に必要な仕事に注力し、住民サービスの充実に努めます。

【主な取り組み】

- ・役場の ICT 基盤の整備
- ・アナログ規制の見直しによるデジタル技術活用の環境整備

(2) DXによる住民利便性の向上

住民誰もがDXのメリットを享受できるよう、デジタル技術を活用した役場の業務改革を推進します。

【主な取り組み】

- ・行政手続のオンライン化の拡充
- ・オンラインによる情報発信, 広聴機能の充実
- ・デジタルデバイドを対象としたスマートフォンの活用支援

【重要業績評価指標 (KPI)】

この目標は、各基本目標の推進を下支えし、総合戦略全体の成果の向上を目指すものと位置付け、単独の重要業績評価指標 (KPI) は設定していません。

VI 資料編

1 東海村まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

平成 27 年 7 月 1 日

告示第 104 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条の規定に基づき、東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定し、推進するに当たり、広く有識者から意見を聴取するため、東海村まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東海村人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) 総合戦略の効果の検証及び改訂に関すること。
- (4) その他村長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民の代表
- (2) 産業界の代表
- (3) 大学その他教育機関の代表
- (4) 金融機関の代表
- (5) 総合戦略部長
- (6) その他村長が必要と認める者

(平 29 告示 82・平 30 告示 51・令 4 告示 72・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第 5 条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて座長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、政策推進課において処理する。

(令 4 告示 72・一部改正)

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第 4 条の規定に関わらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附則(平成 29 年告示第 82 号)

この告示は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年告示第 51 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年告示第 72 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 東海村まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

【委員】 任期：令和6年3月1日～令和8年2月28日／順不同・敬称略

【事務局】

3 策定経過

実施年月日	調査名・会議名等	内容
令和5年10月4日(水) ～10月31日(火)	まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第3期) アンケート調査 転入者向け調査	
	転出者向け調査	
	結婚・出産・子育て調査	
令和6年5月28日(火)	東海村まち・ひと・しごと創生推 進会議(第1回)	(1) 東海村まち・ひと・しごと 創生推進会議について (2) 総合戦略の策定につい て ①新たな総合戦略の策定につ いて ②東海村の人口をめぐる現状 について(公益財団法人日本 生産性本部 田中優磨氏) (3) 総合戦略の進捗及び 交付金の評価について
令和6年9月24日(火)	東海村まち・ひと・しごと創生推 進会議(第2回)	(1) 総合戦略の進捗及び 交付金の評価 (2) 人口ビジョン (3) 新たな総合戦略の骨子
令和6年11月26日	東海村まち・ひと・しごと創生推 進会議(第3回)	(1) 人口ビジョン ①人口の現状 ②目指すべき将来推計(案) (2) 新たな総合戦略 (案) ①地域ビジョン ②基本目標, 数値目標 (KGI) ③具体的な施策, 重要業績 評価指数(KPI)